平成２６年（フ）第６６１号
大阪市西区西本町１丁目13番36号
破産者　株式会社バイセル
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１３号
大阪市浪速区浪速西２丁目５番１―102号
破産者　惣崎　春雄
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１４号
大阪市浪速区浪速東１丁目４番14号
破産者　株式会社惣崎建設工業
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７０２号
大阪府東大阪市吉田下島１番１号
破産者　株式会社アイ・ツービジネス
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２４９号
大阪市北区曽根崎新地２丁目５番３号
破産者　有限会社ブライトン
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９２号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
破産者　株式会社安藤商店
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７６８号
大阪市西区江之子島１丁目４番１号
破産者　協立商事株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８８号
大阪市鶴見区今津中３丁目11番28号
破産者　有限会社アクシス
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１１号
大阪府東大阪市衣摺4丁目12番28号
破産者　株式会社昌徳製作所
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５８８号
大阪府寝屋川市木田町２番５号
破産者　有限会社ブレイシング
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５号
堺市北区百舌鳥赤畑町１丁37北山会計ビル１階、商業登記簿上の本店所在地堺市北区北花田町１丁59番地３
破産者　明興クレオエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３７号
神戸市須磨区白川台５丁目７番地の３ロイヤルハイツ白川台319号
破産者　株式会社Ｋ・ネットワーク
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県丹波市柏原町柏原5155番地
破産者　株式会社稲継建設
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
北九州市小倉南区津田新町３丁目15番１号
破産者　有限会社ミユキ
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５３号
北海道滝川市滝の川町西３丁目２番14号、前住所北九州市小倉南区長野本町２丁目３番１―501号
破産者　伊**藤**　美雪（旧姓三林）
1　決定年月日　平成27年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８８号
茨城県那珂市堤661番５
破産者　有限会社チェッカーフラッグ
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５４２号
東京都町田市原町田３丁目８番16号
破産者　株式会社スタジオキューニーマル
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５４３号
東京都町田市原町田４丁目16番15号メゾンケイヒン205
破産者　安藤　國夫
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７０号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―304号
破産者　有限会社麻布
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７１号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―304号
破産者　小林　　隆
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７２号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―304号
破産者　小林美恵子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部